

## 麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について

輸出注意事項 9 第 35 号 ( 9 . 7 . 1 )  
最終改正：輸出注意事項 12 第 113 号 ( 12 . 12 . 28 )

輸出貿易管理令 ( 昭和 24 年政令第 378 号 ) 別表第 2 の 21 の 3 の項の中欄に掲げる麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」( 昭和 62 年 1 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号 ) によるほか、平成 9 年 7 月 1 日から下記により行います。

なお、「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出の承認について」( 平成 4 年 6 月 24 日付け 4 基局第 292 号・輸出注意事項 4 第 21 号 ) は廃止します。

### 記

#### 1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

#### 2 適用品目

- ( 1 ) 適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 21 の 3 の項の中欄に掲げる貨物とする。  
なお、個別物質名については、輸出貿易管理令別表第 2 及び別表第 7 の規定に基づき貨物を定める省令( 平成 4 年通商産業省令第 38 号 ) の第 1 条の貨物である。( 付表第 1 )
- ( 2 ) 適用除外品目は、付表第 2 とする。

#### 3 輸出承認の申請

- ( 1 ) 輸出承認申請書の提出先  
輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。
- ( 2 ) 輸出承認申請の際の添付書類  
申請理由書 1 通  
輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1 通  
その他経済産業大臣が特に必要があると認める場合は、当該書類

#### 4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記 3 に従って行われたものであることを確認のうえ、行うこととする。

## 付表第1

- 1 N - アセチルアントラニル酸及びその塩類
- 2 アセトン
- 3 アントラニル酸及びその塩類
- 4 イソサフロールノ
- 5 エチルエーテル
- 6 エチルメチルケトン (別名メチルエチルケトン)
- 7 エルゴタミソ及びその塩類
- 8 エルゴメトリン及びその塩類
- 9 塩化水素の水溶液 (別名塩酸)
- 10 過マンガン酸カリウム
- 11 サフロール
- 12 トルエン
- 13 ピペリジン及びその塩類
- 14 ピペロナル
- 15 無水酢酸
- 16 3・4 - メチレンジオキシフェニ - 2 - プロパノン
- 17 リゼルギン酸及びその塩類
- 18 硫酸

## 付表第2

適用除外品目は、以下のとおりとする。

- 1 付表第1の品目の含有率が50%以下のもの  
但し、9、10、18については、この限りではない。
- 2 アセチレンを充填した容器に内蔵された多孔物質に浸潤させたアセトン
- 3 放射性物質を含有する物

